

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2023 年 5 月

米国最新法律情報 No.87

個人情報保護・データプライバシーニュースレター No.29

アイオワ州プライバシー法の成立

弁護士 達本 麻佑子

弁護士 長井 健

1. はじめに

2023 年 3 月 28 日、アイオワ州消費者データ保護法（An Act Relating to Consumer Data Protection）がアイオワ州知事により署名され、2025 年 1 月 1 日から施行されることとなりました（以下、「IDPA」といいます。）。IDPA は、カリフォルニア州消費者プライバシー法（California Consumer Privacy Act（以下、その改正法であるカリフォルニア州プライバシー権法（California Privacy Rights Act）を含め、「CCPA」といいます。）、バージニア州消費者データ保護法¹（Virginia Consumer Data Protection Act（以下、「VCDPA」といいます。）、コロラド州プライバシー法²（Colorado Privacy Act（以下、「CPA」といいます。）、ユタ州消費者プライバシー法³（Utah Consumer Privacy Act（以下、「UCPA」といいます。））及びコネチカット州データプライバシー法（Connecticut Data Privacy Act（以下、「CTDPA」といいます。））に続く、米国で 6 番目の包括的な個人情報保護法といわれています。IDPA の規定の多くは先行する 5 州の個人情報保護法の規定と類似していますが、IDPA 特有の規定も存在します。そこで、本ニュースレターでは、IDPA の概要及び上記の既存の個人情報保護法との相違点を紹介します。

2. IDPA の概要

1. 適用範囲

(1) 適用される者の範囲

IDPA は、以下の①及び②を満たす者に適用されます⁴。

- ① アイオワ州において事業を行っている又はアイオワ州住民向けの製品若しくはサービスの提供を行っていること
- ② 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、(i)10 万人以上の消費者の個人データを支配（control）若しくは

¹ バージニア州消費者データ保護法について、詳しくは当事務所の [NO&T U.S. Law Update No.56「バージニア州消費者データ保護法の成立」](#) をご覧ください。

² コロラド州プライバシー法について、詳しくは当事務所の [NO&T U.S. Law Update No.59「コロラド州プライバシー法の成立」](#) をご覧ください。

³ ユタ州消費者プライバシー法について、詳しくは当事務所の [NO&T U.S. Law Update No.77「ユタ州プライバシー法の成立」](#) をご覧ください。

⁴ Iowa Code § 715D.2

は処理（process）⁵していること、又は(ii)25,000 人以上の消費者の個人データを支配若しくは処理しており総収入の 50%超が個人データの販売（sale of personal data）⁶によるものであること

IDPA では、単独又は第三者と共同して、個人データの処理の目的及び方法を決定している者を管理者（controller）と定義し、また、管理者のために個人データを処理する者を処理者（processor）と定義し、それぞれ個人データの取り扱いに関して一定の義務を課していますが⁷、上記①及び②の要件を満たした管理者及び処理者が IDPA 上の義務を負うことになります。

(2) 消費者（consumer）の範囲

IDPA は、消費者（consumer）について、個人又は世帯として活動しているアイオワ州住民である自然人と定義しており、ビジネス又は雇用の場面で活動している自然人は明示的に除外されています⁸。

(3) 個人データ（personal data）の範囲

IDPA によって保護される個人データ（personal data）は、特定された又は特定可能な自然人と結合された又は合理的に結合可能な全ての情報を意味すると定義されています。そして、個人データは匿名化されたデータ（de-identified data）、集合データ（aggregated data）⁹及び公開情報（publicly available information）を含まないとされています。ここでいう公開情報とは、①連邦政府、州政府若しくは地方政府の記録を通じて適法に入手可能な情報、又は、②広く頒布されたメディア、消費者若しくは消費者から開示を受けた者（ただし、消費者が情報を特定の読者に制限した場合を除きます。）によって、一般大衆に適法に入手可能な状態に置かれた情報であると信じるにつき合理的な根拠を有する情報を意味すると定義されています¹⁰。

2. 消費者の権利

IDPA では、消費者の権利として、主に、管理者に対して以下の事項を要求できる権利が規定されています¹¹。

- 管理者が消費者の個人データを処理しているか否かを確認し、当該個人データへのアクセスを提供する
- 消費者に関する提供された個人データを削除する
- （処理が自動的な方法により行われている場合）データの移動が可能な形式で、かつ消費者による他の管理者へのデータの移動が障害なく可能となるよう、技術的に実務上可能な限り即時利用可能な形で、消費者が管理者に対して既に提供した個人データのコピーを提供する
- 個人データの販売からのオプトアウトを認める

消費者から上記権利を行使された場合、管理者は、原則として 90 日以内に対応する必要がありますが、消費者の請求の複雑さや数を考慮して、合理的に必要な場合には、1 回に限り、さらに 45 日延長することが可能とされています¹²。

⁵ 個人データの収集、使用、保管、開示、分析、削除又は修正等の個人データに対する、手動又は自動的な方法による、作業又は一連の作業を意味します（Iowa Code § 715D.1-20）。

⁶ 個人データの販売とは、管理者から第三者に対する、金銭的対価と個人データとの交換を意味し、VCDPA 及び CPA と同様に、管理者のために個人データを処理する処理者への個人情報の開示や、消費者又は子供の親から求められた製品又はサービスの提供のための第三者への個人情報の開示、管理者の関連会社への個人情報の開示又は移転などは個人データの販売から除外されています（Iowa Code § 715D.1-25）。

⁷ Iowa Code § 715D.4

⁸ Iowa Code § 715D.1-7

⁹ 消費者の団体又はカテゴリーに関する情報であって、(a)消費者個人の識別性が排除されており、かつ、(b)消費者にリンクしない又は合理的にリンク可能でない情報を意味します（Iowa Code § 715D.1-2）。

¹⁰ Iowa Code § 715D.1-24

¹¹ Iowa Code § 715D.3

¹² Iowa Code § 715D.3-2a

3. 管理者の義務

IDPA は、管理者に対して、個人データの取り扱いに関する以下の義務を課しています¹³。

- 消費者に対して、合理的にアクセス可能かつ明瞭であり、消費者に配慮した方法で、プライバシー・ノーティス（管理者が処理する個人データの категория、個人データを処理する目的、消費者の権利の行使方法、個人データを第三者と共有する場合は、当該個人データ及び第三者の категория が記載されます。）を提供すること
- 消費者が IDPA 上の権利を行使するための安全かつ信頼できる方法を確立すること
- 個人データの機密性、完全性及び可用性を保護するため、合理的な運営上、技術上及び物理上のデータ・セキュリティ・プラクティスを確立、実施及び維持すること
- 消費者への通知及びオプトアウトの機会の付与なく、センシティブ・データ¹⁴を処理しないこと
- 消費者による IDPA 上の権利行使を理由とする差別をしてはならず、その他消費者に対する違法な差別を禁じる連邦法又は州法に違反した態様での個人データの処理をしないこと
- 個人データを販売又はターゲティング広告のために個人データを処理する場合、その旨及び消費者がオプトアウト権を行使する方法を分かりやすく開示すること

4. 処理者に関する義務

IDPA は、処理者による個人データの処理に関する以下の義務を課しています¹⁵。

- 処理者は、管理者が自らの義務を果たせるよう、処理の性質及び処理者が取得した情報の性質に鑑み、実務的に合理的な範囲で、適切な技術的及び組織的な措置を講じること
- 管理者及び処理者の間で以下の内容を処理者の義務として規定する契約を締結すること
 - ・ 個人データを処理する各担当者が秘密保持義務を負うことを確保すること
 - ・ 契約終了時に、管理者の指示に従い、処理者が受領した個人データを返還又は削除すること
 - ・ 管理者が合理的に要請した場合、処理者が法令を遵守していることを示すために必要な情報を開示すること
 - ・ 処理者がその業務を再委託する場合、書面による契約において再委託先に処理者と同様の義務を課すること

5. IDPA に違反した場合の制裁

アイオワ州法務長官は、IDPA に違反した管理者又は処理者に対して通知を行い、当該違反者が 90 日以内に違反を治癒しなければ、当該違反者に対する違反行為の差止め及び民事罰を求めて、提訴することができるとされています¹⁶。民事罰は、違反 1 件につき最大 7,500 ドルとされ¹⁷、アイオワ州法務長官は、弁護士費用を含む合理的な費用も請求できるとされています。なお、私的訴権については明示的に否定されています¹⁸。

3. CCPA・VCDPA・CPA・UCPA・CTDPA との比較

1. 適用範囲

IDPA の適用要件には収入規模要件が含まれておらず、上記のとおり、①10 万人以上の消費者の個人データを処理等しているか、又は②25,000 人以上の消費者の個人情報を処理等しており総収入の 50%超を個人データの販売から得ていることで足りるとされています。この要件は、VCDPA、CPA 及び CTDPA と概ね同様となっていま

¹³ Iowa Code § 715D.4

¹⁴ センシティブ・データ（sensitive data）とは、人種、民族、宗教、性的指向、国籍等の特別の配慮が必要な一定の категория に属する個人データをいい（Iowa Code § 715D.1-26）、管理者がセンシティブ・データを処理するに当たっては、消費者がオプトアウト権を行使する機会を確保する等、他の個人データと比較して義務が加重されています。

¹⁵ Iowa Code § 715D.5

¹⁶ Iowa Code § 715D.8

¹⁷ Iowa Code § 715D.8-3

¹⁸ Iowa Code § 715D.8-4

すが、②については個人データの販売から得る収入の割合等の点で各州に差があり、VCDPA は 50%超、CPA は個人データの販売から収入を得る場合に加えて個人データの販売により管理者が物品又はサービスの割引を受けている場合も対象となる一方、総収入に占める割合の要件はなく、CTDPA は 25%超となっています¹⁹。次に、CCPA は、大要、③年間 25 百万ドル超の総収入がある、④10 万人以上の消費者又は世帯の個人情報を販売等している、又は⑤総収入の 50%以上を個人情報の販売又は共有から得ている、のいずれかの要件を満たせば事業者該当するとし²⁰、UCPA は概ね、上記③に該当し、かつ、①又は②に該当する場合に適用対象となるとしています²¹。なお、CCPA では一定のグループ会社やジョイントベンチャー等についても適用対象に該当することがあります。

2. 保護される個人データ・個人情報の範囲

保護される個人データ・個人情報の範囲については、6 州の間で大きな差異はなく、特定の個人に関連付けが可能なあらゆる情報が含まれます。ただし、個人データ・個人情報から除外される情報については、州ごとに差があります。匿名化されたデータ (de-identified data) 及び公開情報 (publicly available information) が除外されるのは 6 州とも共通ですが、UCPA 及び IDPA には集合データも除外される旨の明示的な規定があります²²。

また、公開情報については各州によって定義に若干の差があり、VCDPA、CPA 及び CTDPA は、①政府の記録により適法にアクセス可能な情報、又は②消費者により一般大衆に適法に公開されたと管理者が合理的に信じた情報としています²³。IDPA は、①については共通ですが、②について、(i)消費者に加えて、(ii)広く頒布されたメディア及び(iii)消費者から個人データの開示を受けた者 (ただし、消費者が開示を特定の読者に限定した場合を除きます。) が一般大衆に公開した情報も公開情報に含むとしています²⁴。これは CCPA 及び UCPA と非常に類似していますが、CCPA 及び UCPA は、①のほか、②について(i)消費者に加えて、(ii)広く頒布されたメディアが一般大衆に公開した情報を含むとしつつ、ただ、(iii)消費者から個人データの開示を受けた者 (ただし、消費者が開示を特定の読者に限定した場合を除きます。) から管理者が得た情報については、一般大衆に公開されていることが要件となっておらず、IDPA と若干異なる定め方をしています²⁵。

3. 消費者の権利の範囲及び権利行使への対応期限

消費者の権利として一般的に州法で認められているものとして、開示請求権 (right to access)、訂正権 (right to correct)、削除権 (right to delete)、ポータビリティ権 (right to portability)、オプトアウト権 (right to opt out) が挙げられます。CCPA、VCDPA、CPA 及び CTDPA はこれらの権利を全て認めています。IDPA 及び UCPA は訂正権を認めていません。また、オプトアウト権については、その対象に関して州ごとに差があります。VCDPA、CPA 及び CTDPA は、個人データの販売、個人データを用いたプロファイリング、及び個人データのターゲティング広告への利用からのオプトアウト権を認めています²⁶、CCPA、UCPA 及び IDPA は、このうち販売²⁷及びターゲティング広告についてのみ規定しています²⁸。

上記の消費者の権利の比較からしますと、IDPA 及び UCPA については、訂正権及びプロファイリングからのオプトアウト権を認めていない点で、消費者の権利が限定的であるといえます。

¹⁹ Va. Code § 59.1-572A, Colo. Rev. Stat. § 6-1-1304(b)(II), Conn. Gen. Stat. § 42-516

²⁰ Cal. Civ. Code § 1798.140(d)(1)

²¹ ただし、UCPA においては、③は年間 25 百万ドル「超」ではなく「以上」、②は 50%「以上」ではなく「超」となっています (Utah Code § 13-61-102(1)(b)(c))。

²² Utah Code § 13-61-101(3), Iowa Code § 715D.1-2

²³ Va. Code § 59.1-571, Colo. Rev. Stat. § 6-1-1303(17)(b), Conn. Gen. Stat. § 42-515(25)

²⁴ Iowa Code § 715D.1-24

²⁵ Cal. Civ. Code § 1798.140(v)(2), Utah Code § 13-61-101(29)。CCPA の公開情報の定義については、従前は上記①のみでしたが、2023 年 1 月 1 日の法改正により、現在は UCPA とほぼ同じ範囲の情報を含むようになっています (Ca. Civ. Code § 1798.140(v)(2))。

²⁶ Va. Code § 59.1-573-5, Colo. Rev. Stat. § 6-1-1306(1)(a), Conn. Gen. Stat. § 42-518(a)(5)

²⁷ CCPA については個人データの販売に加えて「共有」もオプトアウト権の対象となっています。

²⁸ Cal. Civ. Code § 1798.120 (ターゲティング広告については、厳密にはターゲティング広告目的で第三者に個人情報を開示する "Sharing" に関するオプトアウト権を規定しています。), Utah Code § 13-61-201(4), Iowa Code § 715D.3-1-d, 715D.4-6

なお、IDPA を除く 5 州では、消費者の権利行使があった場合、原則として 45 日以内に対応し、一定の場合に 45 日延長できるという定めとなっていますが、IDPA においては、原則として 90 日、一定の場合に 45 日の延長が可能となっており、管理者により長い対応期間が与えられています²⁹。

4. センシティブ・データの処理

センシティブ・データとは、一般的に、人種、民族、宗教、遺伝子情報等一定の特別な配慮を要する個人データを指し、管理者にはその処理等に関して通常よりも厳しい要件が課されますが、センシティブ・データの範囲については、6 州の間で若干の差があります。人種、民族、宗教、健康、性的指向、国籍、遺伝子又は生体認証情報は共通して含まれていますが、位置情報（precise geolocation）については CPA におけるセンシティブ・データには含まれません³⁰。また、CCPA は、他の 5 州よりも多くの情報をセンシティブ・データとして列挙しており、労働組合のメンバーであること、SSN、パスポート番号、パスワードと組み合わせられたアカウント情報、郵便・Eメール・テキストの内容等が含まれます³¹。他方、子供の個人データについては、VCDPA、CPA、CTDPA 及び IDPA において、知っている子供（known child）（すなわち、子供だと分かっている場合）から収集した個人データがセンシティブ・データに含まれています。

センシティブ・データを処理等する場合³²、個人データの処理等により得られる利益と消費者の権利へのリスクを比較して行うデータ処理等に係る影響評価（risk assessment 又は impact assessment）を定期的に行うことが義務づけられることがあります。6 州のうち、かかる影響評価を義務づけているのは、CCPA、VCDPA、CPA 及び CTDPA の 4 州であり³³、UCPA 及び IDPA には影響評価に関する定めはありません。

4. 今後に向けて

IDPA は米国で 6 番目の包括的な個人情報保護に関する州法です。IDPA の施行は 2025 年 1 月 1 日となっており、アイオワ州で事業を行っている、又はアイオワ州住民向けに製品若しくはサービスを提供している事業者は、それまでに IDPA 上の管理者又は処理者としての義務を遵守できるような体制を整える必要があります。他方で、近年米国連邦法としてのプライバシー保護法の立法に向けた議論が活発になってきており、現時点の草案によれば、当該連邦法が成立した場合には原則として州法に優先して適用されることとなっています³⁴。したがって、当該法律が成立した場合には管理者又は処理者が遵守すべき義務の内容にも影響が生じる可能性がありますので、連邦レベルでの立法についても注視する必要があります。

2023 年 5 月 25 日

²⁹ Cal. Civ. Code § 1798.130(2)(A), Va. Code § 59.1-573-B-1, Colo. Rev. Stat. § 6-1-1306(2)(a), Utah Code § 13-61-203(2), Conn. Gen. Stat. § 42-518(c), Iowa Code § 715D.3-2-a

³⁰ Colo. Rev. Stat. § 6-1-1303(24)

³¹ Cal. Civ. Code § 1798.140(ae)

³² センシティブ・データを処理等する場合のほか、州によっては個人データの販売やターゲティング広告又はプロファイリングにつながる個人データの処理等で一定の要件を満たす場合にも、影響評価が求められます。

³³ Cal. Civ. Code § 1798.185(a)(15), Va. Code § 59.1-576, Colo. Rev. Stat. § 6-1-1309, Conn. Gen. Stat. § 42-522

³⁴ 連邦プライバシー法について、詳しくは当事務所の [NO&T U.S. Law Update No.80 「連邦プライバシー法案の公表」](#) をご覧ください。

[執筆者]



達本 麻佑子 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士 パートナー)

mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008 年京都大学法学部卒業。2016 年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2010 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、現在はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。



長井 健 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士)

takeshi_nagai@noandt.com

2012 年東京大学法学部卒業、東京大学法科大学院 (司法試験合格により) 退学。2020 年 Columbia Law School 卒業。2020 年～2021 年に Kramer Levin Naftalis & Frankel LLP (New York) 勤務。2013 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)。2021 年ニューヨーク州及びカリフォルニア州弁護士登録。バンキングや M&A ファイナンスを始めとする金融規制・取引や不動産取引を中心に、日米の企業に対してリーガルサービスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]

水越 政輝 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー
masaki_mizukoshi@noandt.com

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700
New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

米国最新法律情報及び個人情報保護・データプライバシーニュースレターの配信登録を希望される場合には、
<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>まで、個人情報保護・データプライバシーニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-dataprotection@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいますようお願いいたします。